

香芝市告示第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月23日

香芝市長 三橋和史

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

狐井296番1、297番1、346番1、347番1、539番、540番

良福寺329番

瓦口162番1

3 縦覧場所

香芝市役所 都市創造部 都市計画課